**公　　　　 告**

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年12月1日

社会福祉法人あぶた福祉会

理事長　　夏　目　與　市

1　業務の概要

（1）業務の名称

　　　清水友愛の里給食調理業務委託

（2）業務内容

　　　清水友愛の里調理施設において、障害者支援施設に入所されている利用者、生活介護事業所に通所している利用者、多機能型障害福祉サービス事業所に通所している利用者並びに職員等への給食を調理し提供する。

　　　なお、詳細については、別添の仕様書「給食調理業務委託仕様書」による。

（3）契約（実施）期間

　　　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（契約更新は最大5年間まで）

2　参加資格要件

（1）法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。

（2）道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（3）社団法人日本メディカル給食協会もしくは他の調理業務委託関係の団体に加入し、道内で代行保証制度が可能であること。

（4）社会福祉施設（入所定員100名以上）に係る給食調理業務の受託実績が、過去10年間に1施設以上あること。

　　　※　社会福祉施設とは、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等をいう。

3　選考方法

　　清水友愛の里給食調理業務委託の選考については、一次審査及び二次審査を行う。

4　手続き等

（1）書類の提出及び問い合わせ先

　　　社会福祉法人　あぶた福祉会

　　　　〒049-5613　　北海道虻田郡洞爺湖町清水142番地3

　　　　電　話　　0142-76-3298　　　F A X　　0142-76-3284

　　　　メールアドレス　yuuai-hosoe@ymail.plala.or.jp

（2）実施要領その他関係資料の交付

　　実施要領等は、令和2年12月1日（火）から令和2年12月18日（金）までの間にインターネットのホームページ（ <http://www.abutafukusikai.or.jp/> ）から入手するものとする。ただし、これにより難い場合には、次により直接交付する。

　 1）交付期間及び時間

　 　 令和2年12月1日（火）から令和2年12月18日（金）までの間の平日の午前9時か

ら午後5時まで

　　2）交付場所

　　　（1）に同じ

- 1 -

5　応募書類の提出

（1）提出方法

　　本件業務に係る応募書類の提出を希望する者は、持参又は送付すること。

　持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

　　なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること）又は民間事業者による信書の送達

に関する法律（平成14年法第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第

9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便

に準ずるもの（親展扱いとすること）によること。

（2）提出場所

　　　4の（1）に同じ。

（3）一次審査に係る提出期間及び時間

　 　令和3年1月4日（月）から令和3年1月8日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）を規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

6　プレゼンテーションの実施

（1）日　時

　　　令和3年1月下旬。応募書類提出の後、参加資格要件等を審査した上で通知する。

（2）場　所

　　　北海道虻田郡洞爺湖町清水142番地3　　　障がい者支援施設清水友愛の里会議室

7　契約の締結

　　提案書の書面審査及びプレゼンテーションにより最優秀提案者として選考された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴収して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更に係る協議を含む。協議が終わったときは、審査結果にて順位づけられた上位の者から順に契約を締結の協議を行う。

8　その他

（1）提案書の無効

　　　2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（2）参加費用

　　　このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

　 1） 名　称　社会福祉法人　あぶた福祉会　総務課

　2） 所在地　〒049-5613　　北海道虻田郡洞爺湖町清水142番地3

　　　　電　話　　0142-76-3298

（4）著作権の取扱い

　　1）選考された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

　　2）選考されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

　　3）当法人は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（5）その他

　　　詳細は、実施要領による。

- 2 -